****

大阪府委託事業

（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**令和６（2024）年度　大阪府人権総合講座**

**総合案内（後期）**

**１　目　　的**

　　人権尊重の社会づくりを推進するために、人権教育・啓発や人権相談に携わる際に必要な知識やスキル等を学ぶ講座を開催し、必要な人材を幅広く養成します。

**２　概　　要**

1. 前期・後期あわせて８つの「人材養成コース」と幅広く人権問題が学べる「人権問題科目群」を設定します。
2. 前期は初任者や経験の少ない方向け、後期は経験者向けのカリキュラムで実施します。
3. 対象者は、大阪府内に在住または在勤で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方です。
4. 複数のコースの受講や各人材養成コース・人権問題科目群内の一部を選択受講することが可能です。
5. 受講者同士の交流が促進される対面・集合型を原則として実施します。

ただし、人権問題科目群の一部科目について、希望者はオンデマンドによる受講が可能です。

**◆コースの構成**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **名称** | | **科目数** | **定員** | **修了認定** |
| 前期 | 人材  養成  コース | ① 人権担当者入門コース | 7 | 40 | - |
| ② 人権ファシリテーター養成コース | 12 | 20 | あり |
| ③ 人権啓発企画担当者養成コース | 11 | 20 | あり |
| ④ 人権相談員養成コース★ | 12 | 50 | あり |
| 人権問題科目群（前期）★ | | 28 | 60 | **-** |
| **後期** | **人材**  **養成**  **コース** | 1. **人権ファシリテータースキルアップコース** | **６** | **２０** | **-** |
| 1. **人権コーディネータースキルアップコース** | **４** | **２０** | **-** |
| 1. **人権相談員スキルアップコース★** | **１２** | **３０** | **あり（※）** |
| 1. **人権相談員専門コース★** | **１２** | **３０** | **-** |
| **人権問題科目群 （後期）★** | | **１６** | **４０** | **（※）** |

（※）〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉の12科目に加えて、人権問題科目群（16科目）全科目の履修が必要です。

（参考）★は人権擁護士の資格取得に必要なコース・科目群です。詳細はP.8をご参照ください。

**３　実施期間**　令和7（2025）年1月７日（火）～2月7日（金）※オンデマンド実施科目は除く

**４　主　　催**　大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）



**５　会　　場**　HRCビル（AIAIおおさか）

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37



▲

アクセス方法

**６　受 講 料**　無料　　※ただし、会場までの交通費等、受講にかかる費用は受講者の負担になります。

**７　受講申込方法**

大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイト内「人権総合講座のご案内」の「受講申し込み」から

お申し込みください。

URL: <https://jinkensodan-keihatu.pref.osaka.lg.jp/human-rights-lesson_application-2024late/>

****※受講申し込みフォームから申し込みができない場合は、事務局までご連絡ください。

受講申し込み

▲

**８　申込期限**

**令和６（2024）年12月24日（火）正午 必着**

**● 受講者の決定について**

　　受講希望者が定員を超えた場合は、以下の①～④により受講者を決定します。

1. 人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講する方よりも、コース全科目の受講者を優先します。
2. コース全科目の受講者においては、大阪府及び大阪府内の市町村（行政）において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
3. 後期の人権問題科目群は、**〈人権相談員スキルアップコース〉**の受講決定者のうち修了認定を希望する方を優先します。
4. 上記①～③によってもなお定員を上回る場合は、抽選にて決定します。

**９　受講決定通知**

1. 受講の可否については、**12月26日（木）以降**に大阪府人権協会から申込者へEメールで通知いたします。
2. 併せて「受講票（兼　科目履修証明書交付依頼書）」及び「大阪府人権総合講座（後期）受講要領」をEメールでお送りします。
3. 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は、速やかに大阪府人権協会に連絡してください。

**10　履修認定・修了認定・修了証書の交付**

(1)人材養成コース各科目、人権問題科目群とも、受講及び受講レポートの提出をもって「履修」を認定します。

受講レポートは、ポータルサイト内の専用フォームから提出してください。

(2)受講・履修等の詳細は、受講決定者に配付する**「大阪府人権総合講座（後期）受講要領」**を確認してください。

(3)後期において修了認定を行なうコースは、**〈人権相談員スキルアップコース〉**のみです。

(4)修了認定を希望する方は、次の①及び②の修了要件を満たすことが必要です。併せて「大阪府人権総合講座企画委員会」による審査を経て、当該コースの修了認定が受けられます。

また、履修認定・修了認定に必要な科目の受講は、令和７（2025）年度までの２年間での受講も可能です。

1. ＜人権相談員スキルアップコース＞の修了認定に必要な全科目（下記③を参照）を履修すること。
   * 「講義」形式で行う科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、やむを得ず欠席した場合、人権相談員スキルアップコース受講者のうち修了認定希望者に限り「補講レポート」の提出により履修に代えることができます（上限は、下記③のとおり）。
   * 「演習」形式の科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。
2. 提示された課題（①の要件を満たす該当者にのみ提示します）についての「修了レポート」を期日（コースの最終日から２週間以内）までに作成・提出すること。
3. 人権相談員スキルアップコースの修了認定には、以下の科目の履修が必要です。

**全28科目（コース指定の12科目と後期人権問題科目群全16科目）※補講レポートの上限は3科目**

(5)修了認定を受けた方には、大阪府知事名の修了証書を交付します。

**11　科目履修証明書の交付**

　　　人権ファシリテータースキルアップコース、人権コーディネータースキルアップコース、人権相談員専門コースの受講者、科目選択受講者、修了認定を行うコースの未修了者、修了認定を要しない受講者（修了証書交付対象者以外の方）で、「科目履修証明書」の交付を希望される方は、当該科目の履修後、期日（令和7（2025）年2月25日（火）午後５時）までに指定様式（**「受講票（兼 科目履修証明書交付依頼書）」**）により申請してください。後日、履修確認ができた科目について科目履修証明書を交付します。

* + 科目履修証明書は、一般財団法人大阪府人権協会代表理事名で交付します。

**12　その他**

1. 障がい等により受講上の配慮・調整が必要な場合は、事前にご相談ください。
2. 本講座の配付資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の２次使用は厳禁です。また、講義内容の録音・録画も厳禁です。それらをSNSなどにアップする等も厳禁とします。
3. オンデマンド受講は、受講対象者以外の視聴を禁止します。
4. 各科目の受講に際し、出席確認を行った後受講しないなどの不正受講は禁止します。
5. 上記(2)～(4)を発見した場合、事務局はそれらの廃棄・削除の要求、及び受講の取り消しができることとします。
6. 受講者への連絡は原則としてEメールを使用します。
7. 受講申し込みフォームに入力いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。
8. 講座期間中、諸々の理由により、やむを得ず延期や中止、実施方法・講師・内容・カリキュラムの変更等の措置をとる場合があります。その場合は、受講予定者に個別に連絡します。ただし、突発的な災害等の状況により事前の周知が困難な場合がありますので、ご了承ください。

**13　受講の流れ**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  | | --- | | ◆人権ファシリテータースキルアップコース◆ |   人権啓発の取組みをさらに推進するために、職場、学校、地域等での人権学習・人権研修を参加体験型で実践するファシリテーターとしてのスキルの向上をめざします。  参加体験型学習をより良いものにしたいと考えておられる方にお勧めのコースです。  ■実施日時：  令和７（2025）年１月15日（水）９:30～16:45  人権の学びを深める・広げる①～⑥  アクティビティ体験を通じて実践力へ  ■対象：ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方、  人権ファシリテーター養成コース（前期）修了（受講）  者等  ■定員：２０人  ■内容：全６科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。  人権ファシリテーターとして、経験不足や自信のなさから、進行に自信が持てなかったり、参加者の反応に不安を覚えることはありませんか。  人権ファシリテーターには、人権に関わる“気づき”を促し学びを深め、行動変容につなげる役割があります。  ファシリテーター自身が参加者とともに学ぶ姿勢をもつことも大切です。この講座では、改めて人権について学びを深め、実際の研修などで活用できるアクティビティも体験しながら、人権リテラシー（人権に関する知識や概念をふまえ、社会全体の構造や出来事の背景を分析・考察し、一歩深めて問題の解決方法を検討できるようになることをめざした力）を身に付けることをめざします。   * + 全て演習科目です。   + 本コースは①〜⑥を通して受講してください。 | |  | | --- | | ◆人権コーディネータースキルアップコース◆ |   　人権に関連する担当者が、人権関連事業の業務のコーディネートやマネジメントに関わる視点・行動・スキルの向上をめざします。  　人権施策をすすめるために各事業や各部署などで組織のマネジメント等に取り組む方にお勧めのコースです。  ■実施日時：  令和７（2025）年１月29日（水）10:00～15:00  ・災害と人権 ①②  現場で見えてくること  ・インターネットの人権侵害への対応を学ぶ ①②  具体的な取組から考える  ■対象：人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的  業務を行う方等  ※　行政職員に焦点をあてた内容ですが、企業、NPO等、行政以外の方の受講も可能です。  ■定員：２０人  ■内容：全４科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。  様々な人権課題を解決に向かわせるためには、差別や人権課題の現状を把握し、効果的な人権施策を立案・実施し、広く周知し理解者や協力者を広げていく必要があります。このコースでは、以下の2つの観点からアプローチします。  　前半は、災害と人権について学びます。大規模な災害時には、誰もが困難に直面します。緊急時こそ、誰も取り残さず、守られるべきは「人権」という視点をもつことの重要性について学びます。  　後半は、インターネット上の人権侵害への対応について学びます。ネット上の人権侵害が後を絶ちません。モニタリングや差別言動等に対する削除要請等に取組まれる市町村（行政）がある一方で、取組みへの課題を抱える実態もあります。  ネット上の人権侵害の状況と課題をふまえて、その対応を具体的に学びます。     * + 全て演習科目です。   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①②を通して受講してください。 |
| |  | | --- | | ◆人権問題科目群◆ |   　いろいろな人権問題を幅広く学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容に応じて、１科目から自由に選択して受講可能な科目群です。多様化・複雑化する今日のさまざまな人権問題への理解を深め、人権が尊重される社会をめざします。 一部科目について、希望者はオンデマンドでの受講が可能です。  ※〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修も必要です。（申込要）  P.5下段につづく→ | |
| |  | | --- | | ◆人権相談員スキルアップコース◆ |   　相談者の悩みや相談にいたる背景を理解するとともに、相談・面接のスキルの向上をめざします。また、新しい人権課題や法律・制度についても学ぶことができます。相談員としてスキルアップをしたい方にお勧めのコースです。  　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいから、多角的な捉え方やスキルが習得できます。   * + 〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉の12科目に加えて、人権問題科目群（16科目）全科目の履修が必要です。（申込要）   ■実施日時：  （１）令和７（2025）年１月７日（火）９:30～16:45  SNS相談①～③  相談・対人援助の理論①～③  （２）令和７（2025）年１月22日（水）13:30～16:45  面接相談・電話相談①～③  （３）令和７（2025）年１月31日（金）９:30～12:45  相談記録について①～③  ■対象：相談業務経験が概ね1年以上の方、人権相談員養  成コース（前期）の修了（受講）者等  ■定員：３０人  ■内容：全12科目※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。  相談や対人援助に必要な理論とともに、面接・電話・SNSなどを通じた相談の技術・手法と、適切な記録の取り方など、相談から人権課題の解決に至るプロセスを具体的に学ぶことで、相談員としてのスキルの向上をめざします。   * + 全て演習科目です。   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①～③を通して受講してください。 | |  | | --- | | ◆人権相談員専門コース◆ |   　事例検討やケース会議等のグループ討議を行い、相談員のスーパーバイズや他機関との連携等に関わる相談援助のスキルの向上をめざします。  人権問題解決のために、課題を多面的に捉えるスキルや他機関とのネットワーク形成等について学び、より専門的な視点から、相談援助技術をさらに向上させたい方にお勧めのコースです。  　講師から学ぶとともに、受講者相互の学びあいから、多角的な捉え方やスキルが習得できます。また、受講者同士の交流を通じた、ネットワーク形成のきっかけの場にもなります。  ■実施日時：  （１）令和７（2025）年１月10日（金）９:30～16:45  相談事例検討Ⅰ①～③  相談事例検討Ⅱ①～③  （２）令和７（2025）年１月17日（金）９:30～16:45  相談員のメンタルヘルス①～③  ケース会議①～③  ■対象：相談業務経験が概ね3年以上の方、主任相談員、管  理者、人権相談員養成コース（前期）および人権相談  員スキルアップコース（昨年度以前）の修了（受講）  者等  ■定員：３０人  ■内容：全12科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。  一機関だけでは解決が困難な相談・援助事例や、地域を基盤としたケース会議のあり方などの検討を通して、相談者の置かれている個人的な環境だけでなく、地域社会や社会構造など、複数のシステムに働きかける視点と技術を学びます。   * + 全て演習科目です。   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、各科目とも①～③を通して受講してください。 |
| →P.4下段よりつづき  ■実施日時：2025年１月22日(水)、１月31日(金)、２月４日(火)、２月６日(木)、２月７日(金)  【1限】9:30～11:00、【2限】11:15～12:45、【3限】13:30～15:00、【4限】15:15～16:45  ※オンデマンド受講可能科目：１月22日9:30～11:00、11:15～12:45、１月31日13:30～15:00、15:15～16:45  ■対象：大阪府内に在住・在勤の方で、人権教育・啓発や人権相談に携わる方  ■定員：各科目40人  ■内容：全16科目　※ 講師・科目名等はP.7をご確認ください  子ども、若者、男性、女性等に関わる制度・法律や、人権課題の解決に向けた様々な取組など、様々な人権問題について幅広く学べます。 | |

令和6（2024）年度　大阪府人権総合講座（後期）**【人材養成コース】**カリキュラム

■複数のコース、コースと人権問題科目群、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。



〈人権相談員スキルアップコース〉修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉と併せて、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修（申込要）も必要です。（P.7参照）

令和6（2024）年度　大阪府人権総合講座（後期）**【人権問題科目群】**カリキュラム

■１科目から自由に選択して受講が可能です。

※一部科目（形式に★がある科目）は、希望者（申込者）はオンデマンド受講が可能です。

視聴期間は、1月22日実施科目は1月29日9:00～2月5日17:00まで、1月31日実施科目は2月7日9:00～2月14日17:00までです。

オンデマンドでの受講方法等は、受講決定者に別途お知らせします。



令和７（2025）年1月７日（火）12時45分より大阪府人権擁護士に関するガイダンスを行います。

**≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫**

大阪府人権擁護士の資格取得には、P.1 に記載の前期**④人権相談員養成コース**の修了※、及び後期開講の

**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了※と**⑧人権相談員専門コース**の全科目履修が必要です。

※ 前期の**④人権相談員養成コース**、及び後期の**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了には、各コース指定の全科目に加えて、それぞれ**前期の人権問題科目群（28科目）全科目**と**後期の人権問題科目群（16科目）全科目**の履修も必要です。

詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

■大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286　　Eメール： [jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**≪実施方法をオンライン方式に切り替えた場合の対応について≫**

* 大阪府人権総合講座は原則として対面・集合型で実施しますが、講座期間中の諸々の理由により、やむをえず実施方法をオンライン方式に切り替える場合があります。その場合は、Zoomアプリケーションのミーティング機能を使用する予定です。
* オンライン方式に変更の際は、最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。講座の主催者・実施者は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為など、不可抗力によって生じた損害等に一切の責任を負いませんのでご了承ください。また、Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできません。
* オンライン方式に切り替えた場合のインターネット等の通信料など、受講にかかる費用は受講者の負担になります。
* 上記の変更については、受講予定者に個別に連絡します。
* Zoom及びZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

講座に関する問い合わせ先

一般財団法人大阪府人権協会　　担当：塚本（つかもと）

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　　FAX：06-6581-8614　　Eメール： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)